



議案第四十三号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年四月三十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年四月拾日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十七万円」を「二十八万円」に改める。

第三条第一項中「百分の四・一」を「百分の六・五」に改める。

第四条中「百分の三十一」を「百分の四十一」に改める。

第五条中「一万一千円」を「一万三千元」に改める。

第五条の二中「一万二千五百円」を「一万五千元」に改める。

第九条第一項中「当該減額した額」を「同条の国民健康保険税の額」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「第二条」を「第二条本文」に、「減額したもの」を「減額して得た額（当該減額して得た額が二十八万円を超える場合には、二十八万円）」に改め、同条第一号中「五千七百元」を「六千六百元」に、「六千九百元」を「七千五百円」に改め、同条第二号中「十八万円」を「十八万五千元」に、「三千八百円」を「四千四百

円」に、「四千六百円」を「五千円」に改める。

附則第八項中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。